

神奈川県都市計画審議会の公開に関する取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、神奈川県都市計画審議会運営規則第3条第2項の規定に基づき、神奈川県都市計画審議会（以下「審議会」という。）の公開に関し、必要な事項を定めるものとする。

(審議会の公開)

第2条 審議会は公開とする。ただし、会議の内容が神奈川県情報公開条例（平成12年神奈川県条例第26号）第5条各号の非公開情報に該当する場合、又は審議会を公開することにより公正かつ円滑な運営に著しい支障を生じさせるおそれがあると認められる場合は、非公開とすることができる。

(非公開の決定方法)

第3条 前条ただし書の規定により非公開とする場合は、審議会の会長（以下「会長」という。）が審議会にはかって決定する。

(審議会開催の周知)

第4条 審議会の開催については、審議会開催日の2週間前までに公表する。

2 公表の方法は、記者発表、県ホームページへの掲載等の適切な方法により行うものとする。

3 公表の内容は、会議名、日時、場所、議案名、傍聴受付方法、傍聴人の定員及びその他必要事項とする。

(傍聴人の決定等)

第5条 傍聴人の定員は15人以内とする。

2 傍聴申出の受付は、審議会開催の当日、所定の場所において開会の30分前から行い、15分前に締め切るものとする。

3 傍聴申出人が定員を超えた場合は、抽選により決定し、受付締切の時点で傍聴申出人が定員に満たない場合は、傍聴申出人全員を傍聴人として決定する。

4 前項後段で傍聴人を決定した後に傍聴の申出があった場合には、前2項の規定に関わらず、傍聴申出人を先着順により定員の範囲内で傍聴人として決定する。

5 傍聴人には、傍聴券及び審議案件表を交付する。

(入場制限)

第6条 次の者は、会場に入場することができない。

(1) 決定した傍聴人以外の者

(2) 鉄器、棒その他人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者

(3) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕、かさの類を携帯している者

(4) はち巻、腕章、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者

(5) ラジオ、拡声器、無線機、録音機、ビデオカメラ、写真機、双眼鏡の類を携帯している者。

ただし、第8条の規定により撮影し、又は録音することにつき会長の許可を得た者を除く。

(6) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者

(7) 酒気を帯びていると認められる者

(8) その他審議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると明らかに認められる者

(傍聴人の遵守事項)

第7条 傍聴人は次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 交付された傍聴券は、会場を退場するまで所持し、会場を退場する際に受付に返却すること。
- (2) 審議に対して可否を表明し、又は拍手しないこと。
- (3) 談話し、歌を歌い、大声で笑いその他騒ぎ立てないこと。
- (4) 帽子、コート、マフラーの類を着用しないこと。ただし、病気その他正当な理由がある場合はこの限りでない。
- (5) 携帯電話機、ポケットベル、PHSその他これらに類する機器は使用できないよう電源を切ること。
- (6) パソコン、ワープロその他これらに類する機器は使用しないこと。
- (7) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (8) みだりに席を離れないこと。
- (9) 不体裁な行為又は他人の迷惑となるような行為をしないこと。
- (10) その他会場の秩序を乱し、又は審議の妨害となるような行為をしないこと。

(写真撮影等の禁止)

第8条 傍聴人は、会場において、写真、映画、テレビ等の撮影をし、又は録音等をしてはならない。ただし、事前に会長の許可を得た場合は、この限りでない。

(審議会会場の秩序の維持)

第9条 傍聴人は、会長の指示に従わなければならない。

- 2 会長は、傍聴人がこの要領に違反したときはこれを制止し、その指示に従わないときは、傍聴人を退場させることができる。

(報道関係者の傍聴)

第10条 報道関係者の傍聴については、この要領を準用する。ただし、第5条の規定は適用しないものとする。

(実施細目)

第11条 この要領に定めのない事項は、会長が審議会にはかって定める。

附 則

この要領は、平成13年6月5日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年7月31日から施行する。